

## ※道路工事(自費工事)施行承認申請について

「申請が必要な場合とは」

自動車の乗入れ施設(切下げ)を設けるとき

※切下げは、自動車の収容施設がなければ申請できません。

まずは、事前相談にきてください。(次の①②③④を持参ください。)

- ① 工事で影響のある部分(歩道・車道)の現況図(寸法も必要)
  - ・ガードレール(パイプ)・電柱・植樹帯・樹木の大きさ(1.2mくらいの高さ幹周り・高さ等)
  - ・マンホール等の有無・街路灯・ポストなど。
- ② 車庫等の位置が分かるもの。
- ③ 現場の現況写真。
- ④ 樹木・植栽帯の写真。(樹木等ある場合)

○基準に合わない道路工事は申請できません。

○工事の費用は全て申請者の負担となります。

○使用しない既存切下げは、切下げ前の歩道の形態に戻していただきます。

図面は、案内図、平面図が必要となります。

- ・案内図・・・施工場所を住居表示で表示すること。
- ・平面図・・・施行前(黄色)・施行後(赤色)を作成すること。

一般的な切下げは、「構造1」を原則とします。

工事用に使用するときは、D型の舗装構造となります。

写真はデジタルカメラ・コピーでもかまいません。

写真には切下げ位置を赤のマジック等で表示してください。

・樹木等がある場合は

樹木の写真 GLから1.2mくらいの幹周りアップ写真、全体の写真を添付してください。

余裕を持って申請してください。

承認までの期間は、書類の混み具合にもよりますが、書類の不備がなければ、申請書を受理してから3週間程度です。